

市内病院を含む4病院再編構想に関する件

宮城県が主導する4病院再編構想については、県が令和5年12月17日に本市八木山地区で開催した「仙台医療圏の病院再編 地域説明会」で、参加者から説明内容に対する不満や病院移転に反対する意見、疑問の声が相次いで出されていた。それにも関わらず、当該説明会の開催からわずか5日後の同月22日に、県は仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた基本合意を締結した。

東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築案についても、県が本市青葉区内で開催した地域説明会で、参加者から県の進め方への不満や病院移転への懸念や不安、反対の意が多数示された。

県では、厚生労働省に対し、仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターを対象とする重点支援区域選定について申請し、選定を受けた。その際、同省からは「仙台市をはじめとする関係自治体に丁寧に説明を行い、理解を得ること」及び「医療機能の再編等により影響を受ける地域住民に丁寧に説明を行い、理解を得ること」の2つの条件が付されたが、このような条件は過去前例がないものである。今回の重点支援区域選定に当たって国から付された条件の趣旨を踏まえ、県は、地域住民や関係自治体、関係者らの声に誠実に応え、市内病院を含む4病院再編の進め方について信頼を得られるよう尽力すべきである。

よって、本市議会は、下記の事項を強く求める。

記

- 1 県は、地域住民や本市をはじめとする関係自治体からの理解を得ることが不可欠であることを認識しつつ、本市との協議で本市が提示する協議項目の全てに丁寧に対応するとともに、病院関係者同席のもとでの説明会を開催し、地域住民らと十分に意見交換した上で、慎重に検討すること。
- 2 市当局においては、市民の命と健康を守るために必要な医療提供体制を確保すべく、再編構想に係る課題を改めて明確化し、県の説明内容の合理性、妥当性等について十分な議論を重ね、適切に判断するよう努めること。
- 3 県及び市当局は、協議の都度、話し合われた内容について、正確な記録を作成し、県民、市民に速やかに発信すること。

以上、決議する。

令和6年3月14日